

築上町空き家家財撤去補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、築上町空き家バンク登録制度への登録促進及び移住定住希望者の円滑な移転を図るため、築上町空き家バンク登録制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）に入居があった場合に登録物件所有者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 築上町空き家バンク事業実施要綱（平成25年築上町告示第22号）第4条により築上町空き家バンクに登録している空き家をいう。
- (2) 所有者等 築上町空き家バンク事業実施要綱第4条により空き家バンクに物件登録が完了した物件登録希望者をいう。
- (3) 利用希望者 築上町空き家バンク事業実施要綱第8条により利用希望者登録をしている者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 空き家家財撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助金は、補助対象となる空き家に対して1回限りとする。

- (1) 登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した登録者であって、空き家に残存する家財道具等を全て撤去する者
- (2) 登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した利用希望者であって、空き家に残存する家財道具等を全て撤去する者
- (3) その他町長が特別な事情があると認める者

(補助対象経費)

**第4条** この補助金の交付対象経費は、事業者に依頼して実施し、当該物件に残存する家財道具等の処分・搬出（第6条の規定による交付申請の日の属する年度の3月31日までに完了するものに限る。）に要する経費とする。

(補助金額)

**第5条** この補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1に相当する額とし、5万円を上限とする。

(補助金の申請)

**第6条** この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施する10日前までに補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の補助金の申請があったときは、当該交付申請について第2条及び第3条に掲げる内容等について審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の完了報告)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付対象事由が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金完了報告書(様式第3号)及び必要な書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

**第9条** 町長は、前条の補助金の完了報告を受けたときは、その関係書類を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 申請者は、補助金額確定通知書を受けたときは、築上町空き家家財撤去補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

**第11条** 町長は、前条の補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第12条** 町長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、第2条に該当する利用者が属する世帯の世帯員全員が、5年以内に町外に転出したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

築上町長

様

申請人 住 所  
氏 名  
TEL

築上町空き家家財撤去補助金交付申請書

空き家家財撤去補助金の交付を受けたいので、築上町空き家家財撤去補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

物件住所	築上町大字
契 約 日	年 月 日 （ 売 買 ・ 賃 貸 ）
入居（予定）日	
事業に要する経費	
補助金交付申請額	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施工業者等	業者所在地： 名 称：
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 処分物の写真 <input type="checkbox"/> 見積書

様式第2号 (第7条関係)

第 年 月 日 号

様

築上町長



年度空き家家財撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度空き家家財撤去補助金の交付については、築上町空き家家財撤去補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

築上町長 様

申請人 住所  
氏名 ⑩  
TEL ( ) -

空き家家財撤去補助金完了報告書

年 月 日付 築企第 号で交付決定のあった空き家家財撤去補助金事業が完了したので、築上町空き家家財撤去補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	円
完了年月日	年 月 日
事業に要した経費	円
添付書類	1 事業の内容が分かる明細書又は契約書 2 領収書又は請求書 3 作業中の写真

以上

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

築上町長



年度空き家家財撤去補助金額確定通知書

年 月 日に完了報告のあった 年度空き家家財撤去補助金については、下記のとおり確定したので、築上町空き家家財撤去補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

確定補助金額 円

様式第5号 (第10条関係)

年 月 日

築上町長 様

住 所  
 請求者 氏 名 (印)  
 電話番号 ( )

年度築上町空き家家財撤去補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定通知のあった 年度  
 築上町空き家家財撤去補助金として、下記金額を交付されるよう築上町空き家家財撤去  
 補助金交付要綱第10条の規定により請求いたします。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

但し、平成 年度築上町空き家家財撤去補助金として

支払方法	振 込 ・ 窓 口		
振 込 先	銀行	支店	預金種別
	金庫	支店	普通・当座
	農協	支店	口座番号
口座名義人	(フリガナ)		
	(漢 字)		